

(別紙1)

耕作放棄地再生利用交付金に係る事業の実施方法

第1 事業の内容

1 再生利用活動に対する支援

耕作放棄地の再生・利用のための次の取組を支援するものとする。

(1) 再生作業

貸借等により当該農地を長期間にわたって耕作する者を確保して、又はその見通しをもって行う農地の再生作業(障害物除去、深耕、整地、土壌改良(肥料、有機質資材の投入、緑肥作物の栽培等)等)

(2) 土壌改良(2年目)

本交付金を受け既に土壌改良を実施したものに限り

(3) 営農定着

営農資機材等の調達、導入作物の絞り込み、適性確認等

(4) 経営展開

経営相談・指導、実証ほ場の設置・運営、マーケットリサーチ、加工品試作、試験販売等の実践

2 施設等補完整備に対する支援

1の取組に附帯して行う下表の施設等補完整備の取組を支援するものとする。

事業種類		内 容
基盤整備	農業用排水施設	農業用排水施設の新設、廃止又は変更
	農道	農道等の新設又は改良
	暗きょ排水	暗きょの新設又は変更
	客土	客土(混層耕を含む。)及び畑地の層厚調整工
	区画整理	区画形質の変更
	農用地保全	法面保護工、耐久性畦畔工、湧水処理、床締め、老朽ハウスの再生活用、廃棄物処理等
	基盤整備用機械	基盤整備用機械及び附帯施設の借上げ等
小規模基盤整備		上記の基盤整備のうち簡易なもの
乾燥調製貯蔵施設		穀類乾燥調製貯蔵施設、乾燥調製施設及び飼料調製貯蔵施設に必要な乾燥機、粉すり機、袋詰め機、色彩選別機、貯蔵施設、建物等及びこれらの附帯施設の整備
集出荷貯蔵施設		農産物の選別・選果用機械、冷却・冷蔵用機械、検査用機械、出荷用機械、建物及びフレコンラック方式又はバラ

	玄米タンク貯蔵方式等を有する米麦貯蔵施設等及びこれらの の附帯施設の整備
農業体験施設	市民農園や教育ファームに係る区画、園路、農機具収納 施設、休憩施設等の整備
農業用機械・施設	農業用機械及び付属機械器具の購入又は借上げ、農業用 施設（ハウス、果樹棚、防風・防霜施設等）の整備

3 再生利用活動附帯事業に対する支援

都道府県協議会及び地域協議会が行う 1 又は 2 の取組に必要な事務や農地利用調整等の諸活動を農村振興局長が別に定めるところにより支援するものとする。

第 2 対象農地

1 第 1 の 1 (1) から (3) までの支援の対象となる農地は、農用区域（農業振興地域の整備に関する法律第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用区域（同法第 8 条第 1 項の農業振興地域整備計画の変更により農用区域となることが確実と見込まれる区域を含む。）をいう。以下同じ。）の農地とし、それぞれ次のとおりとする。なお、当該農地を第 1 の 2 の農業体験施設として活用する場合は、支援の対象となる農地は農用区域に限らない。また、当該農地において、農業者戸別所得補償制度実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知）別紙 8 の 1 の戦略作物助成及び二毛作助成の要件を満たす戦略作物又は同別紙 10 の 2 の産地資金による助成内容の設定により当該地域において産地資金の対象と設定された作物のいずれかを再生作業を行う年度から起算して 5 年間以上生産する場合は、農用区域の農地のほか、農用区域外の農地（市街化区域（都市計画法（昭和 43 年 6 月 15 日法律第 100 号）第 7 条に規定する市街化区域をいう。）内の農地を除く）を支援の対象とする。

(1) 第 1 の 1 (1) の支援の対象となる農地は、保全管理が行われていなかった、又は保全管理の水準が低かったこと等により、耕作放棄地全体調査要領（平成 20 年 4 月 15 日付け 19 農振第 2125 号農林水産省農村振興局長通知。以下「全体調査要領」という。） 3 (1) 又は (2) の区分に該当する状態となっているもののうち、作物の栽培に向けた再生作業に一定以上の労力と費用を必要とする農地とする。

(2) 第 1 の 1 (2) 及び (3) の支援の対象となる農地は、(1) のほか、(1) と同様の状態にあったが自助努力等によって再生作業がなされたことの確認が可能な農地とする。

2 第 1 の 2 の施設等の支援の対象とすることができる農地は、1 (1) 及び (2) とその周辺の農地とする。

第3 事業の仕組み

- 1 国は、毎年度、予算の範囲内において、第1の取組に係る経費に充てるため、都道府県協議会があらかじめ資金を積み立てるために必要な経費について、都道府県協議会に対して再生利用交付金を交付する。
- 2 地域協議会は、随時、都道府県協議会長が作成する業務方法書の定めるところにより、再生利用実施計画及び再生利用活動附帯事業の実施計画を添えて都道府県協議会に対して再生利用交付金の交付を申請するものとし、都道府県協議会は、地域協議会の申請に応じ遅滞なく再生利用交付金を交付するものとする。
- 3 農業者又は農業者等の組織する団体等が第1の1及び2の取組（第1の1（4）のうち「実証ほ場の設置・運営」及び第1の2の施設等補完整備のうち「農業用機械及び付属機械器具の購入」を除く。）の主体となる場合は、地域協議会は、2の業務方法書の定めるところにより、当該農業者又は農業者等の組織する団体等に対して再生利用交付金を交付するものとする。
- 4 都道府県協議会及び地域協議会が第1の取組の主体となる場合は、都道府県協議会及び地域協議会は、再生利用交付金を用いて第1の取組を実施するほか、都道府県協議会及び地域協議会の各会員が当該取組を行う場合は、都道府県協議会及び地域協議会は、再生利用交付金を各会員に対して配分することができるものとする。
- 5 地域協議会は、第1の1（1）の支援の対象とする農地の所有者に賃貸料収入が生ずる場合、再生利用活動の取組初年度からの5年間における賃貸料収入相当額を原則として、地域協議会と所有者が協議して定める額を当該所有者から徴収し、第1の1（1）の取組に係る経費に充てるものとする。
- 6 都道府県協議会は、本対策の効率的な実施を図る見地から適当と認められるときは、地域協議会に代わり、第1の1及び2の取組の主体となることができる。この場合、都道府県協議会と地域協議会との間の再生利用交付金の交付に係る手続は省略するものとする。

第4 助成措置

国の再生利用交付金の交付額は次のとおりとする。

- 1 第1の1関係
(1) 第1の1（1）から（3）までの取組に対する支援の交付額は、第2の1の対象農地の面積に下表の区分ごとの交付単価を乗じて得た金額とする。

再生利用活動の区分	10アール当たり 交付単価	交付期間
再生作業		

(障害物除去、深耕、 整地、土壌改良等)	50,000円	1年間
土壌改良(2年目)	25,000円	1年間
営農定着	25,000円	1年間

(2)第1の1(1)のうち、重機を用いて行う等の再生作業に対する支援の交付額は、当該作業に係る事業費に2分の1(沖縄県は3分の2)を乗じて得た金額以内とする。

(3)第1の1(4)の取組に対する支援の交付額は定額とする。

2 第1の2関係

(1)施設等補完整備(小規模基盤整備を除く。)に対する支援の交付額は、施設等補完整備に係る事業費に2分の1(沖縄県は3分の2)を乗じて得た金額以内とする。

(2)施設等補完整備のうち小規模基盤整備に対する支援の交付額は、第2の1(1)(2)及びその周辺の全体調査要領3(1)又は(2)の区分に該当する状態から自助努力等によって再生作業がなされたことを地域協議会長が確認した農地の面積に下表の交付単価を乗じて得た金額とする。

事業種類	10アール当たり 交付単価
小規模基盤整備	25,000円

3 第1の3関係

第1の3の取組に対する支援の交付額は定額とする。

第5 実績の確認と報告

1 農業者又は農業者等の組織する団体等が第1の1及び2の取組の主体となる場合は、当該農業者又は農業者等の組織する団体等は、各年度の取組の実績について地域協議会長に報告するものとする。

2 地域協議会長は、次の事項について取りまとめ、都道府県協議会長に報告するものとする。

(1)1の報告

(2)1について地域協議会が行った確認の結果

(3)地域協議会が第1の1及び2の取組の主体となる場合の各年度の取組の実績

(4)都道府県協議会から交付された再生利用交付金の各年度の収支

(5)第1の3の再生利用活動附帯事業の実績

- 3 都道府県協議会長は、次の事項について取りまとめ、地方農政局長等に報告するものとする。
- (1) 2 の報告
 - (2) 都道府県協議会が第 1 の 1 及び 2 の取組の主体となる場合の各年度の取組の実績
 - (3) 国の再生利用交付金により積み立てた資金の各年度の収支
 - (4) 第 1 の 3 の再生利用活動附帯事業の実績